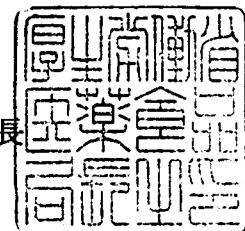




薬食発0920第1号
平成23年9月20日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第115号）が別添のとおり平成23年9月20日に公布されたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記



1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる9物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ・ 2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ・ (4-エチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ・ 2-(2-クロロフェニル)-1-(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)エタノン及びその塩類
- ・ 1-(ナフタレン-2-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ・ 1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
- ・ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ・ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2-ヨードフェニル)メタノン及びその塩類
- ・ (1-ヘキシリ-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ・ (4-メトキシフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、法第76条の4に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関

- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

（2）法第69条第3項に規定する試験の用途

（3）法第76条の6第1項に規定する検査の用途

（4）犯罪鑑識の用途

（5）（1）から（4）までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成23年9月20日）から起算して30日を経過した日（平成23年10月20日）から施行すること。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

[省令]

日 次

- 学校基本調査規則の一部を改正する件
(農林水産一七七五、一七七九)
- 保安林の指定施設要件を変更する件
(同一七八〇、一七八一)
- 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件
(防衛二三一、二三三)
- 海上における射撃訓練を実施する件
(同二三四)
- 海上における射撃訓練等を実施する件
(同二三五、二三七)
- 道路に関する件
(東北地方整備局一五九)
- 道路に関する件
(関東地方整備局三六四、三六六)
- 登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件
(近畿地方整備局二三七)
- 道路に関する件
(四国地方整備局九五、九六)
- 指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
(福岡県公安委二四四)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件
(総務四一八)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件
(法務四三九、四四一)
- 第二次東メララ貯水池修復計画のための贈与に関する日本国政府とガイアナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
(外務三二二)
- 無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件
(同三二三)
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
(財務・農林水産一八)

[告示]

[国会事項]

内閣法制局

[叙位・叙勳]

[皇室事項]

[官庁報告]

産業

〔資料〕
〔公 告〕
〔諸事項〕

機械受注統計調査報告(平成二十三年七月)(実績)(内閣府)

〔公 告〕

〔資料〕

平成二十三年九月二十日

最低賃金の改正決定に関する公示
(石川労働局最低賃金公示一、山梨同、滋賀同、愛媛同、熊本同、大分同)

○文部科学省令第三十四号

統計法(平成十九年法律第五十三号)第十八条の規定に基づき、学校基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十日
文部科学大臣 中川 正春
学校基本調査規則の一部を改正する省令

学校基本調査規則(昭和二十七年文部省令第四号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の影響のため、令別表第四の一の項第三欄又は第四欄に掲げる都道府県知事又は都道府県の教育委員会が行うこととされている事務を適正に行うこと

が困難と認められる都道府県であつて文部科学大臣が定めるものの区域内に所在する学校についての平成二十三年における第四条第一号及び第二号の区分の調査の時期は、これらの号の規定にかかわらず、当該区分における調査事項の全部又は一部について、文部科学大臣が定めるところにより、これらの号で定める時期以外の時期とすることができる。

〔附則〕

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令百十五号

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

〔省令〕

〔附則〕

〔省令〕

